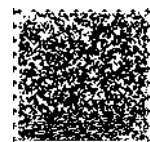




# 市町村財政の すがた 2021





# 目次

## I 地方財政を取り巻く環境

1 地方公共団体の決算状況	1
(1) 令和元年度決算の概況	
(2) 決算規模の推移	
2 厳しさが続く地方財政	2
3 国の財政と地方財政	3
(1) 国と地方の役割分担	
(2) 国の予算と地方財政計画との関係	
(3) 地方交付税等総額の推移	
4 地方公共団体の財政健全化の推進	6
(1) 従来の財政再建制度との違い	
(2) 健全化判断比率の対象会計範囲のイメージ	
(3) 健全化判断比率等の概要	
(4) 財政の早期健全化・再生、公営企業の経営健全化のイメージ	
(5) 健全化判断比率の状況	
(6) 早期健全化の手続き	
(7) 財政再生の手続き	
(8) 地方財政の健全化の見直し	
5 地方債協議制度と地方公共団体財政健全化法	13
(1) 地方債協議制度の仕組み	
(2) 地方債協議制度における早期是正措置と地方公共団体財政健全化法	

## II 県内市町村財政の現状

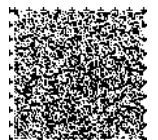
1 県内市町村の状況	15
2 歳入	16
(1) 歳入決算額の推移	
(2) 歳入項目別全国比較	
(3) 自主財源比率の状況	
3 歳出	18
(1) 目的別	
①歳出決算額の推移	
②歳出項目別全国比較	
(2) 性質別	
①歳出決算額の推移	
②歳出項目別全国比較	
③普通建設事業費の推移	
④公営企業に対する繰出金の推移	
⑤国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険各事業会計への繰出金の推移	
4 主な財政指標の状況	21
(1) 財政力指数の状況	
(2) 経常収支比率の推移及び状況	
(3) 赤字市町村数の推移	
(4) 健全化判断比率等の状況	
5 債務と積立	28
(1) 地方債発行額の推移	
(2) 公債費の推移	
(3) 地方債現在高と債務負担行為額の推移	
(4) 積立金現在高の推移	
6 職員数の状況	30
(1) 職員数の推移	
(2) 部門別職員数の状況	
7 国民健康保険事業会計	31
8 地方公営企業	32
(1) 地方公営企業の役割	
(2) 事業数	
(3) 決算規模	
(4) 経営状況	
(5) 企業債の状況	
9 今後の課題	35
(1) 統一的な基準による地方公会計の活用	
(2) 公営企業会計の適用の推進について	
(3) 地方公営企業の「経営戦略」の策定・改定の推進について	
(4) 下水道整備推進に伴う財政負担の増	
(5) 団体間で比較可能な財政情報の開示	

## III 参考資料

令和元年度市町村別財政指標	41
財政用語解説	45
県内市町村の合併の取組状況	46

### 関連サイト

- 福岡県のホームページ <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shityoson-zaisei.html>
- 総務省のホームページ <http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei.html>



# I 地方財政を取り巻く環境

地方公共団体の財政の集合である地方財政について、普通会計（一般行政部門の会計）を中心として、地方財政の決算状況、国の財政と地方財政の関わり、地方公共団体の財政健全化など、地方財政を取り巻く環境について紹介していきます。

## 1 地方公共団体の決算状況

### (1) 令和元年度決算の概況

#### ○ 歳入総額 103兆2,459億円(うち東日本大震災分 2兆1,221億円)

貸付金元利収入が減少した一方で、国庫支出金、地方税及び地方債が増加したことから、歳入総額は前年度を1兆9,006億円上回りました。

#### ○ 歳出総額 99兆7,022億円(うち東日本大震災分 1兆8,053億円)

公債費が減少した一方で、普通建設事業費、扶助費及び物件費が増加したことから、歳出総額は前年度を1兆6,816億円上回りました。

#### ○ 決算収支

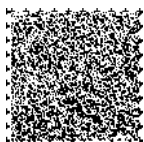
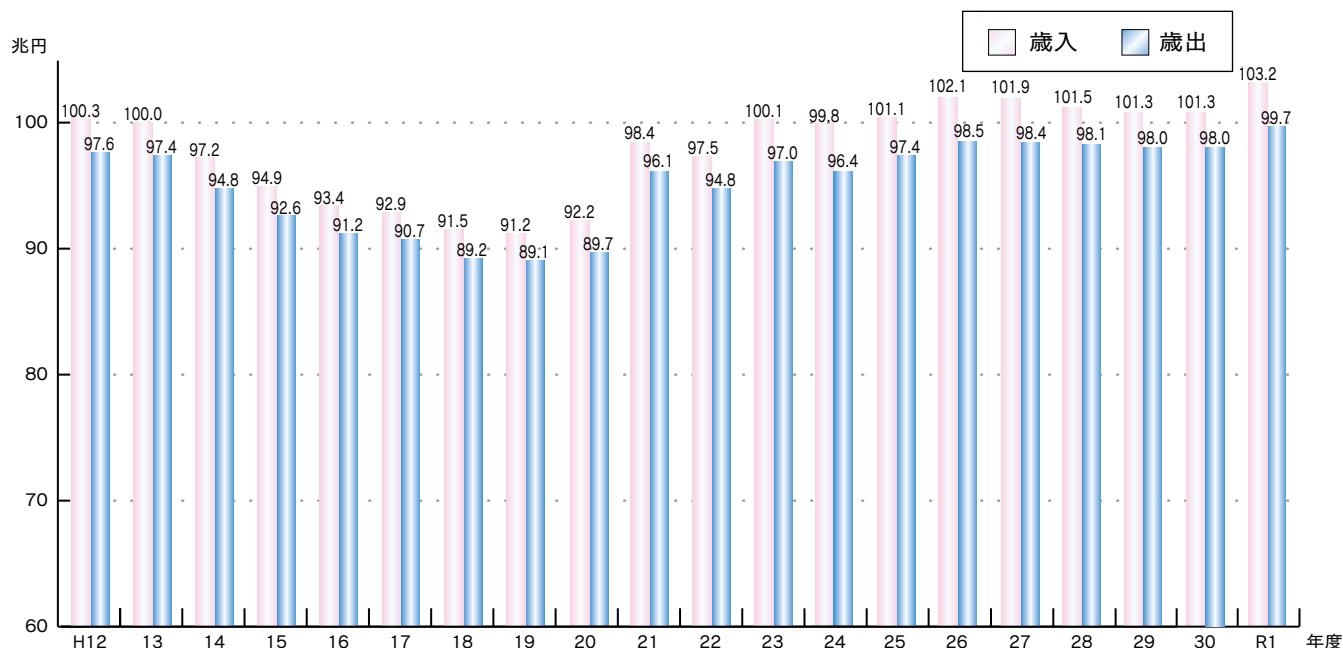
実質収支の黒字は、2兆1,595億円で、前年度から1,767億円増加しました。なお、前年度においては、実質収支が赤字の団体は2団体(1市町村、1一部事務組合)でしたが、令和元年度は全団体が黒字となりました。

※決算額は、都道府県及び市町村(市町村、特別区、一部事務組合、広域連合)の普通会計の純計(都道府県決算額と市町村決算額の単純合計から、地方公共団体相互間の出し入れについての重複部分を控除したもの)です。

※「東日本大震災分」とは、東日本大震災に係る復旧・復興事業及び全国防災事業に係る決算額を指します。

### (2) 決算規模の推移

決算規模については、歳入・歳出ともに平成19年度まで減少しましたが、平成21年度において各種経済対策の実施により大きく増加に転じました。以降、平成26年度をピークとして、再び平成29年度までゆるやかに減少しましたが、令和元年度は平成12年度以降で最大規模となっています。



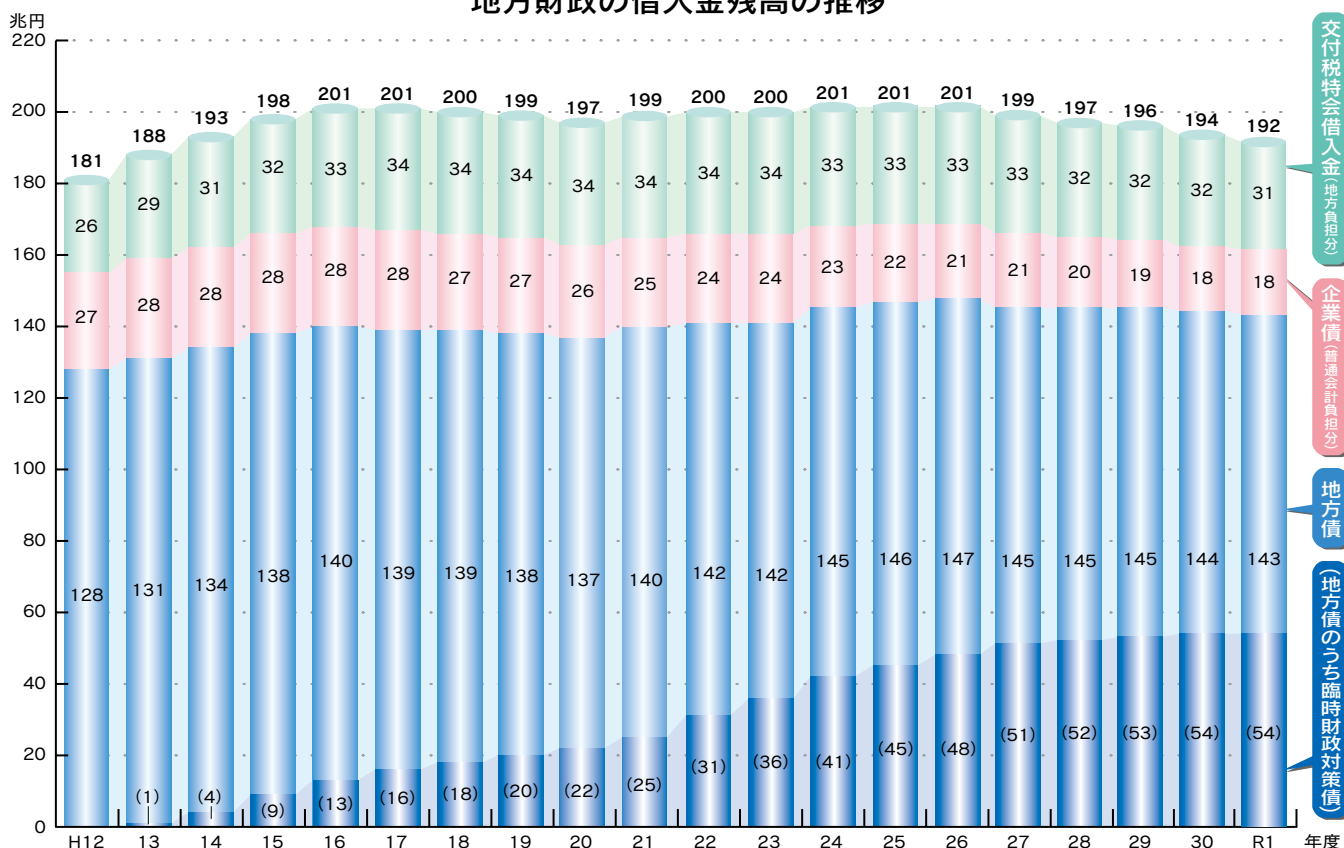
## 2 厳しさが続く地方財政

### 地方財政の借入金残高と経常収支比率の推移

地方財政の借入金残高は令和元年度末で約192兆円と、減税による減収や財源不足の補てん、景気対策等のための地方債の増発等により、極めて高い水準にあり、今後もその償還費の負担が高水準で続くため、将来の財政運営が圧迫されることが強く懸念されています。

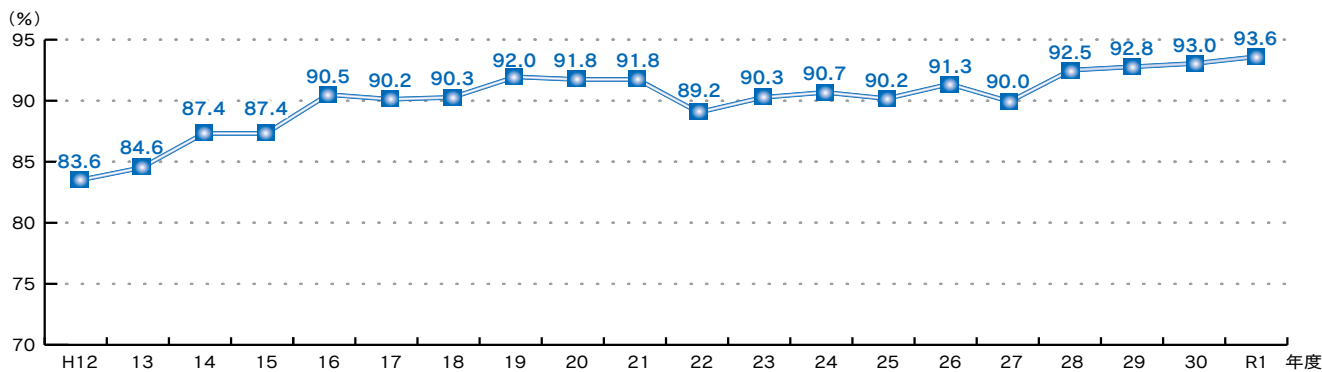
また、令和元年度の経常収支比率（全国市町村）は、93.6ポイントとなり、前年度と比べ0.6ポイント上昇し、依然として弾力性に乏しい財政状況が続いています。

地方財政の借入金残高の推移



(注) 1 地方債残高は、特定資金公共事業債及び特定資金公共投資事業債を除いた額である。  
 2 地方債残高及び交付税特会借入残高は実績値、企業債残高（うち普通会計負担分）は、決算統計をベースとした推計値である。

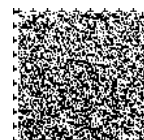
経常収支比率（全国市町村）の推移



(注) 加重平均

#### 経常収支比率

財政構造の弾力性を測定する指標で、人件費、扶助費、公債費等の経常的な経費に充てる一般財源と、地方税、普通交付税、地方譲与税等の経常一般財源との比率。この比率が低いほど普通建設事業費等の臨時的経費に充当できる一般財源に余裕があり、財政構造が弾力性に富んでいることとなります。



### 3 国の財政と地方財政

国と地方の財政は密接に結びついて活動し、国民経済に寄与しています。このため、国の財政と地方の財政は、「公経済における車の両輪」の関係にあるといわれています。

#### (1) 国と地方の役割分担

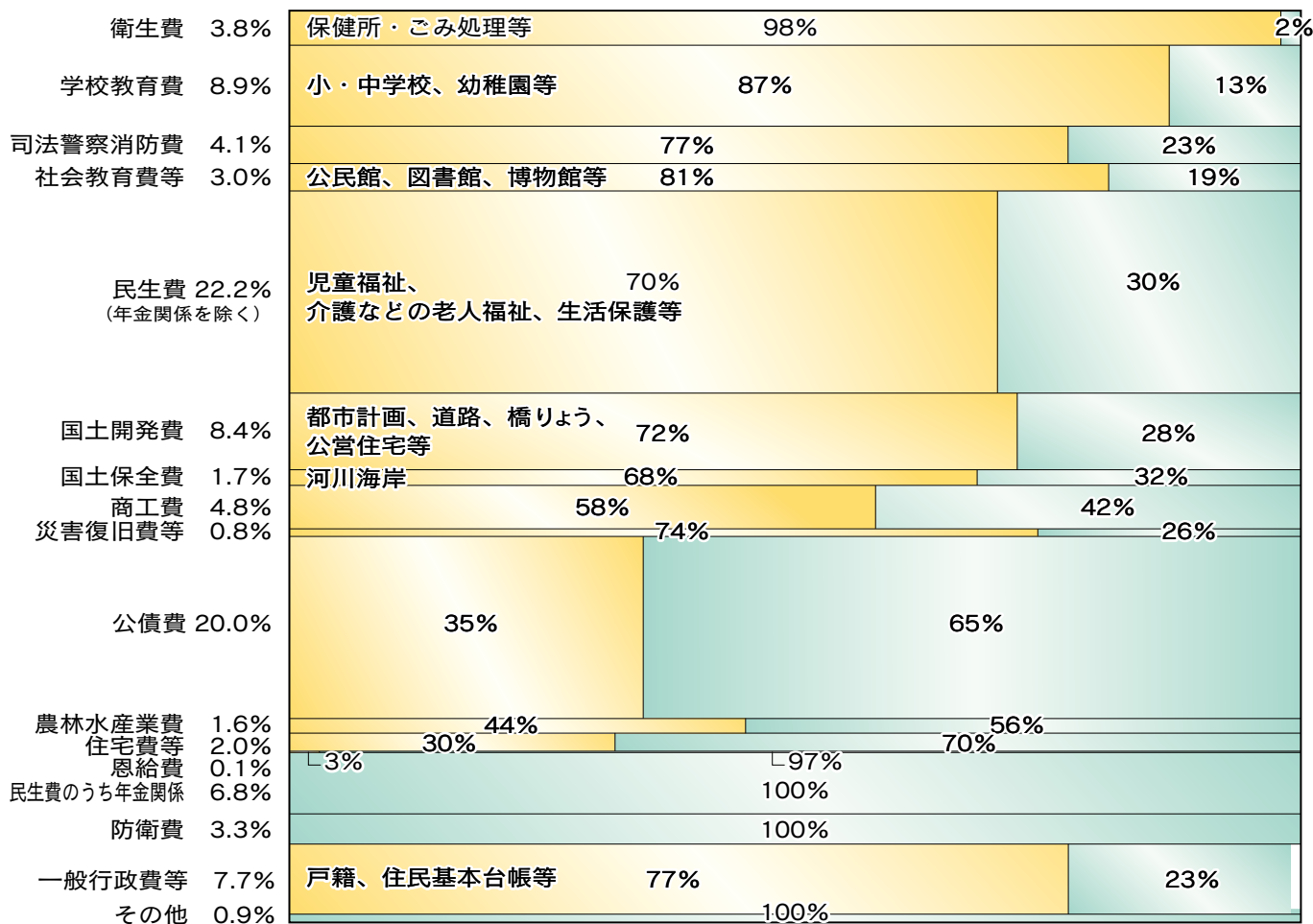
①公衆衛生、清掃等保健衛生の増進、②生活保護等社会福祉の充実、③小・中学校教育等の振興、④道路整備、都市計画等生活基盤整備の推進、⑤河川、海岸等国土保全の推進、⑥商工業等産業の振興、⑦安全と秩序維持に係る警察・消防の充実など国民生活と密接に関連する行政は、そのほとんどが地方公共団体により実施されています。

#### 国・地方を通じた純計歳出の額及び目的別構成比（令和元年度決算）

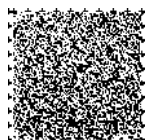
純計歳出額 172.3兆円



#### 目的別構成比



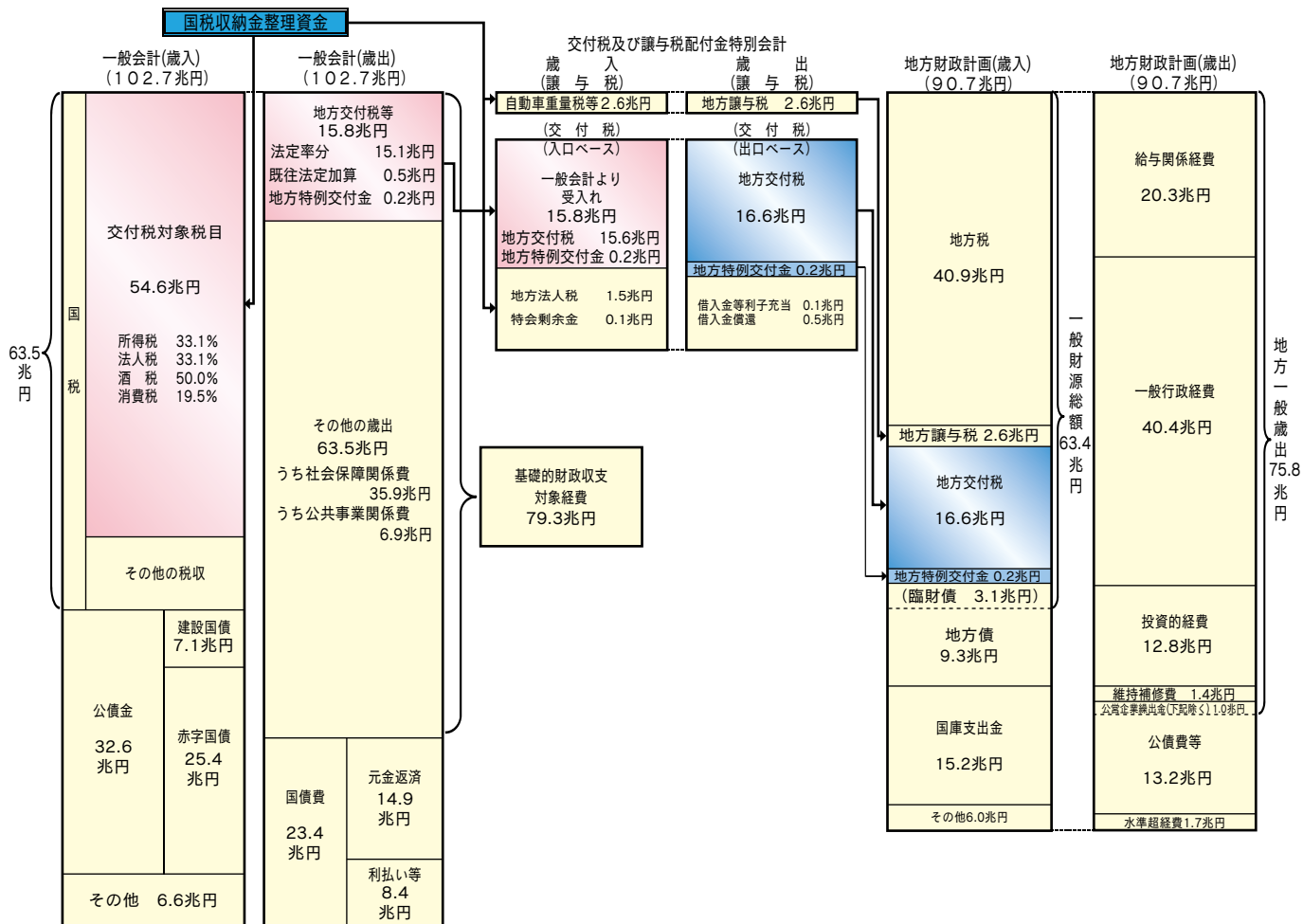
(注) グラフ内の数値は、目的別経費に占める地方・国の割合を示す。



(2) 国の予算と地方財政計画との関係（令和2年度当初） ※東日本大震災分を除く

地方財政計画は、毎年度国の予算編成を受けて、地方交付税法第7条の規定に基づき作成・公表される翌年度の地方財政全体（普通会計、純計）の収支見込みであり、国の財政等との整合性を確保し、地方公共団体の行財政運営の指針となるものです。

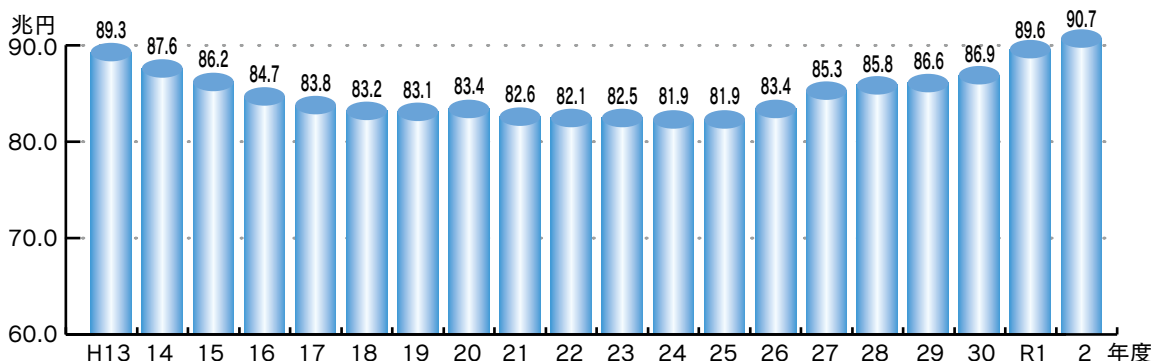
また、地方交付税の総額は、所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合及び地方法人税の全額を基本としつつ、地方財政計画における地方財政全体の標準的な歳入、歳出の見積もりに基づきマクロベースで決定されています。



※表示未満四捨五入の関係で、合計が一致しない箇所がある。

地方財政計画の規模の推移

地方財政計画の規模は、平成13年度をピークに縮小傾向にありましたが、平成26年度から増加に転じ、令和2年度地方財政計画では、前年度と比べて1.3%増の90兆7,397億円となっています。

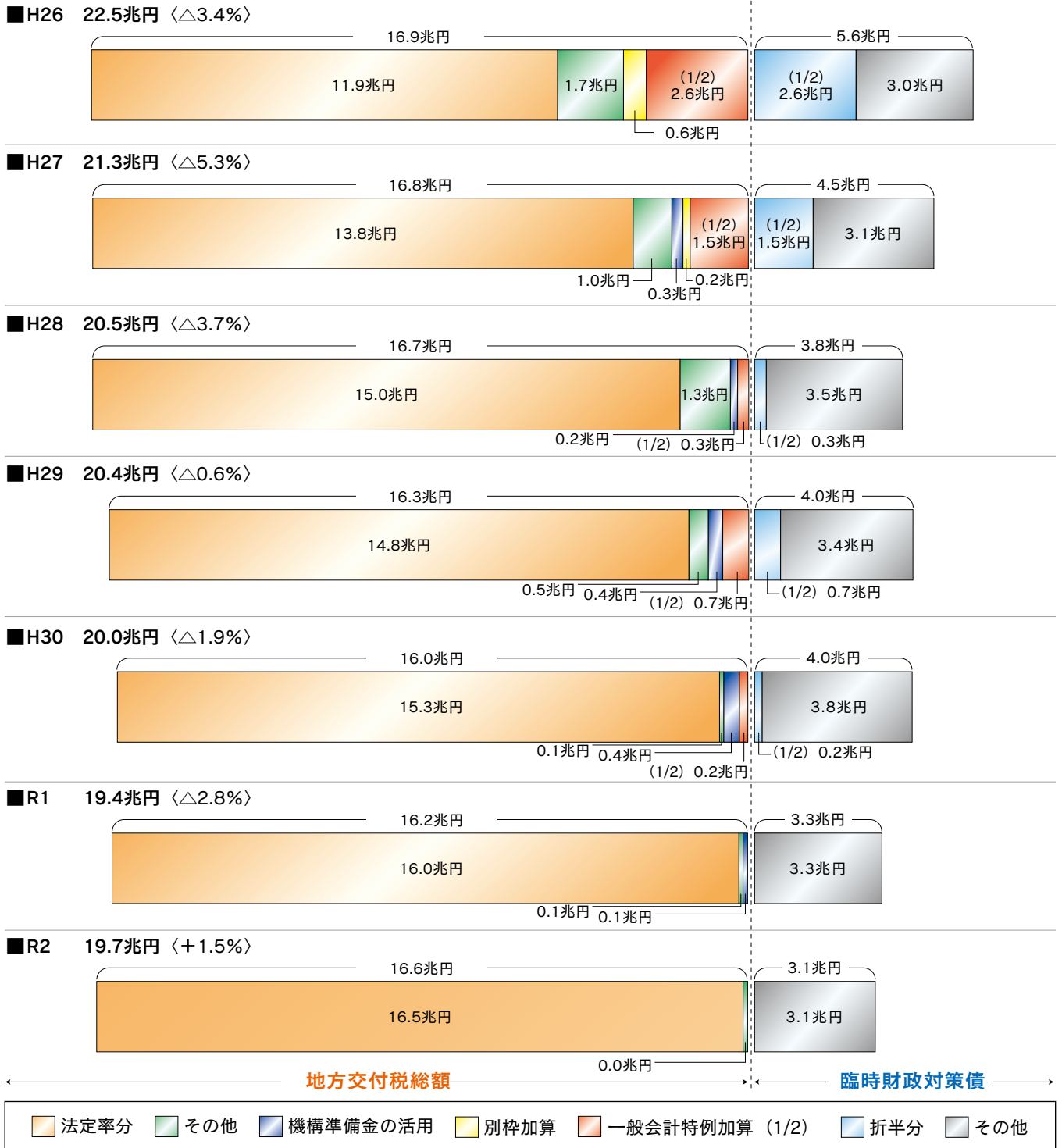


(3) 地方交付税等総額の推移 ※東日本大震災分を除く

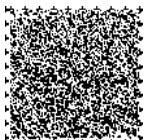
地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方固有の財源です。

地方交付税及び臨時財政対策債の総額は、平成25年度から令和元年度まで減額され続けていましたが、令和2年度は8年ぶりに増額されました。

地方交付税及び臨時財政対策債の総額



※ 〈 〉 書きは対前年伸率  
 ※表示未満四捨五入の関係で、合計が一致しない箇所がある。

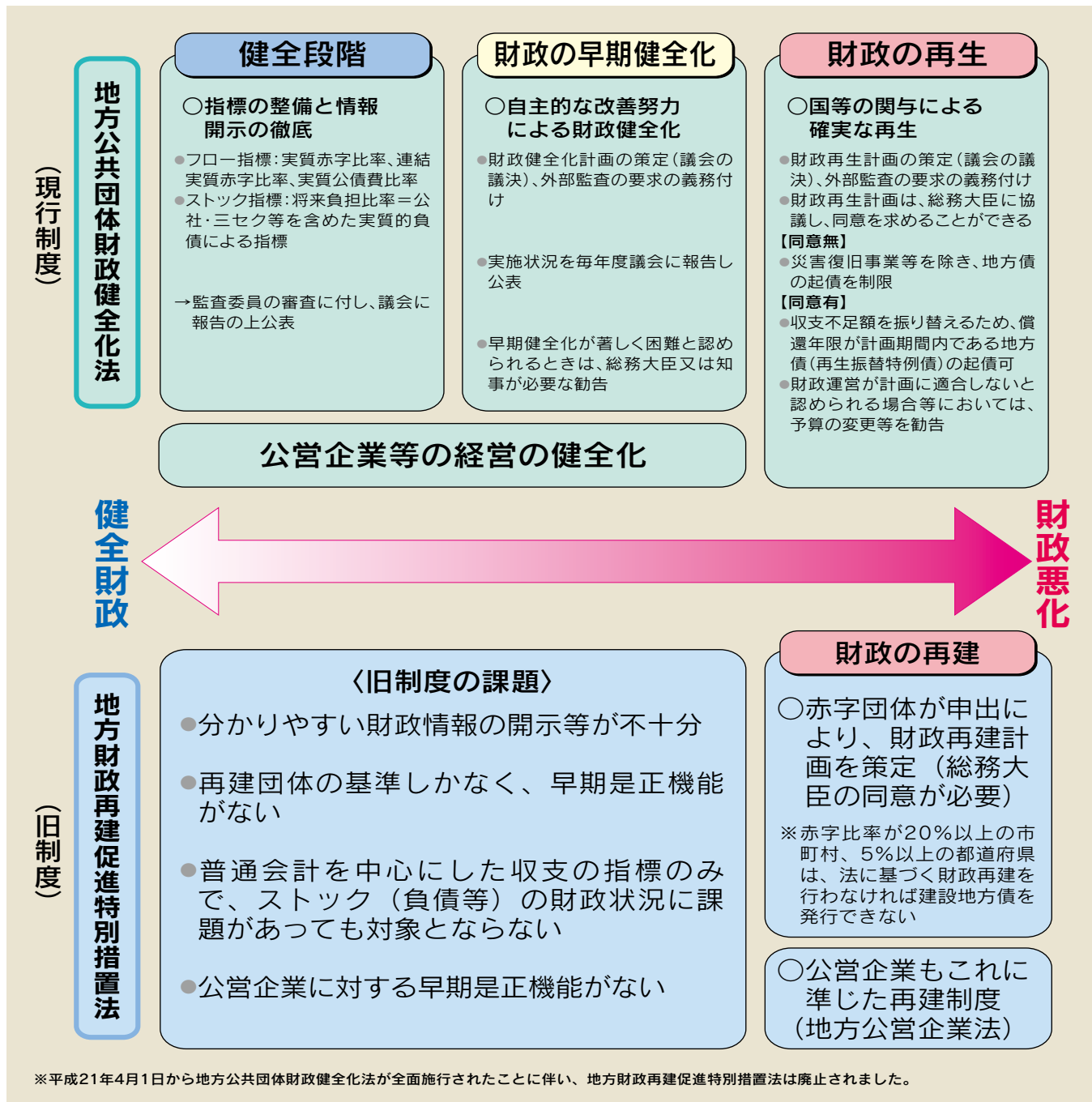




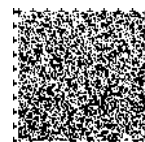
## 4 地方公共団体の財政健全化の推進

地方公共団体の運営においては、住民に基礎的な行政サービスの提供を継続することが何よりも重要です。分かりやすい財政情報の開示が不十分であったこと等、従来の財政再建制度における課題を踏まえ、平成21年度から全面施行された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下「地方公共団体財政健全化法」という。）は、健全化判断比率の公表等による財政情報の開示を徹底し、透明なルールのもとに財政の早期健全化及び再生を図るための措置を導入することにより、住民のチェック機能を働かせ、財政の健全化を促していくことを目的としています。

### (1) 従来の財政再建制度との違い



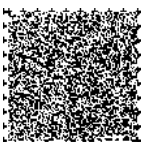
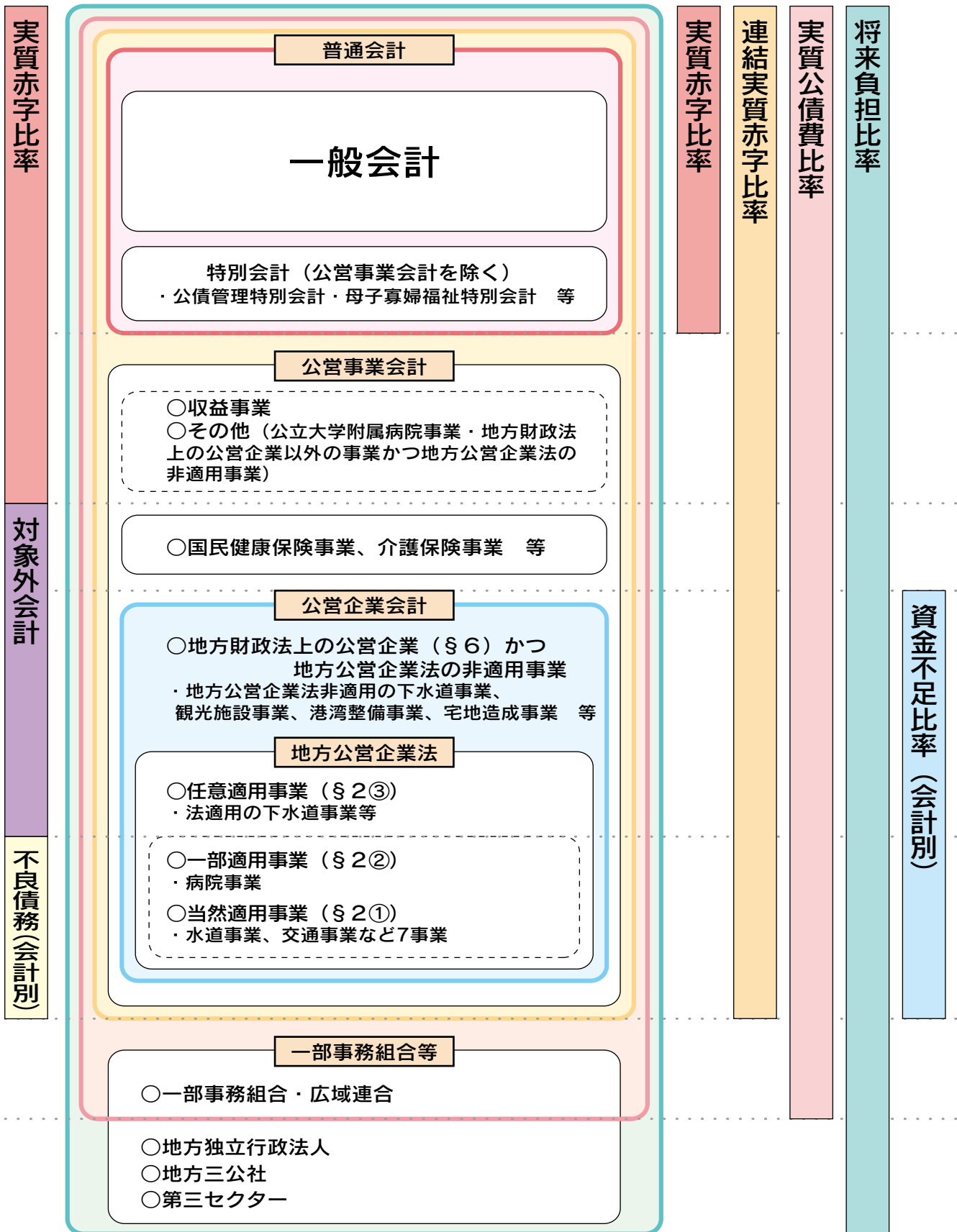
※平成21年4月1日から地方公共団体財政健全化法が全面施行されたことに伴い、地方財政再建促進特別措置法は廃止されました。



(2) 健全化判断比率の対象会計範囲のイメージ

旧制度(地方財政再建促進特別措置法)

現行制度(地方公共団体財政健全化法)



### (3) 健全化判断比率等の概要

#### 実質赤字比率

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率。福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標といえます。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- 実質赤字の額は繰上充用額+（支払繰延額+事業繰越額）

早期健全化基準	財政再生基準
市町村：財政規模に応じ11.25～15% 道府県：3.75%	市町村：20% 道府県：5%

#### 連結実質赤字比率

公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率。すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標といえます。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超過額
- イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金不足額の合計額
- ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金剰余額の合計額

早期健全化基準	財政再生基準
市町村：財政規模に応じ16.25～20% 道府県：8.75%	市町村：30%（※） 道府県：15%（※）

（※）連結実質赤字比率の財政再生基準については、3年間の経過的な基準が設けられていた。  
（市町村は平成20年度決算に基づく比率：40%→平成21年度決算に基づく比率：40%→平成22年度決算に基づく比率：35%）

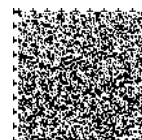
#### 実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率。借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標といえます。なお、地方公共団体財政健全化法の実質公債費比率は、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられる地方財政法の実質公債費比率と同じです。

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- 準元利償還金：イからホまでの合計額
- イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還相当額
- ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ホ 一時借入金の利子

早期健全化基準	財政再生基準
市町村・都道府県：25%	市町村・都道府県：35%



## 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率。

地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標といえます。なお、将来負担比率については、財政再生基準の設定がありません。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額}) + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

○将来負担額：イからヌまでの合計額

- イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費に係るもの)
- ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
- ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人(設立法人)の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ト 当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- チ 設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- リ 連結実質赤字額
- ヌ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

○充当可能基金額：イからチまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金

早期健全化基準	財政再生基準
市町村:350% 都道府県・政令市:400%	—

## 資金不足比率

当該地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率。

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標といえます。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

○資金の不足額：

資金の不足額(法適用企業) =

(流動負債+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高-流動資産)-解消可能資金不足額

資金の不足額(法非適用企業) =

(歳出額+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高-歳入額)

-解消可能資金不足額

※解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

※宅地造成事業を行う公営企業については、販売用土地に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

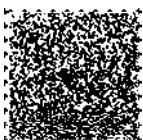
○事業の規模：事業の規模(法適用企業) = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

事業の規模(法非適用企業) = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

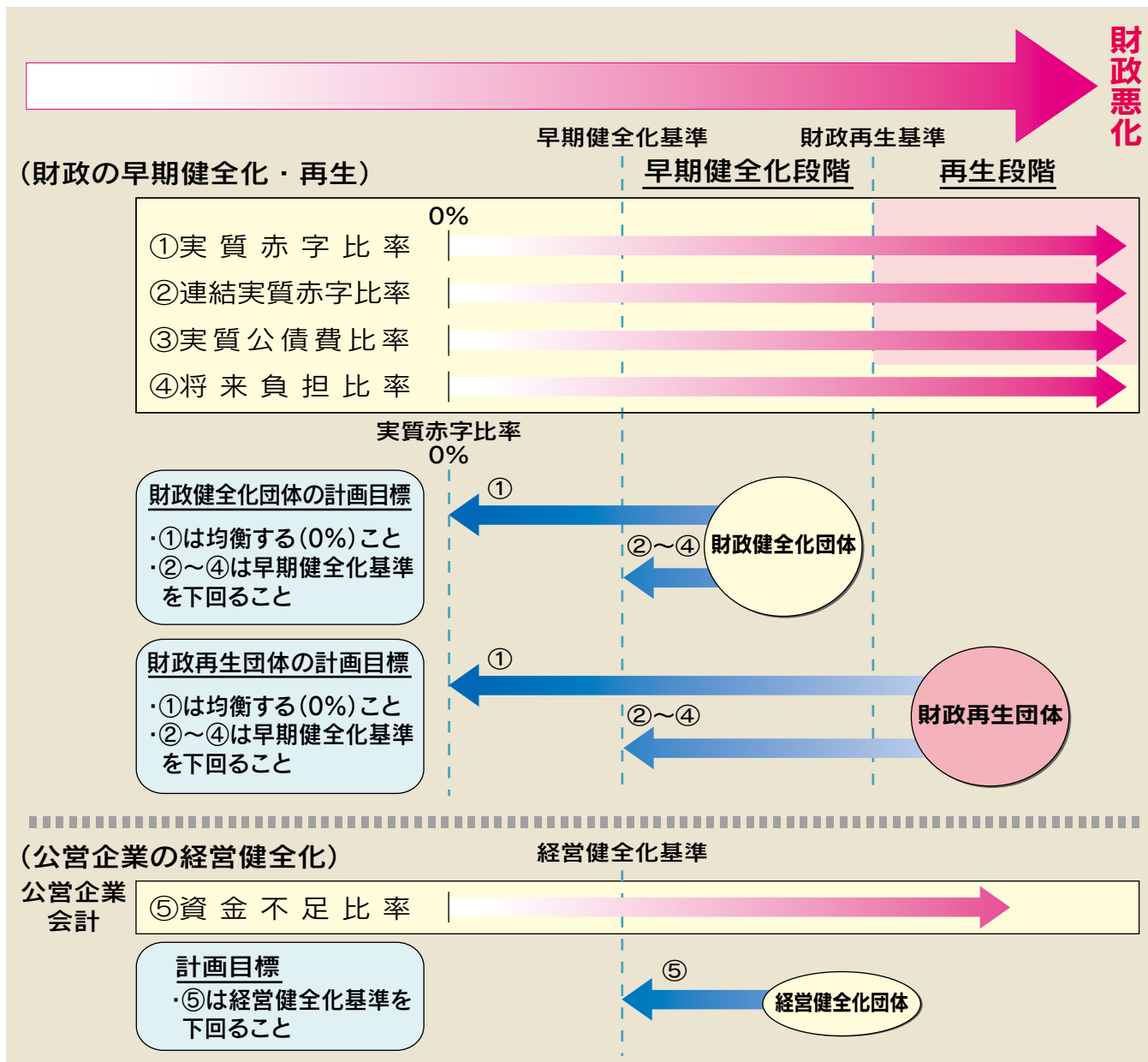
※指定管理者制度(利用料金制)を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

※宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」(調達した資金規模)を示す資本及び負債の合計額とする。

経営健全化基準
20%

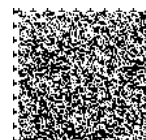


(4) 財政の早期健全化・再生、公営企業の経営健全化のイメージ



(5) 健全化判断比率の状況(令和元年度決算における全国市区町村の状況)

- ①実質赤字比率 ■早期健全化基準以上の団体はありません。  
■実質赤字額がある団体はありません。
- ②連結実質赤字比率 ■早期健全化基準以上の団体はありません。  
■連結実質赤字額がある団体はありません。
- ③実質公債費比率 ■1団体が財政再生基準以上となっています。  
■平均値は5.8%です。
- ④将来負担比率 ■1団体が早期健全化基準以上となっています。  
■平均値は27.4%です。
- ⑤資金不足比率 ■5公営企業会計が経営健全化基準以上です。  
■資金の不足額がある公営企業会計は92会計です。

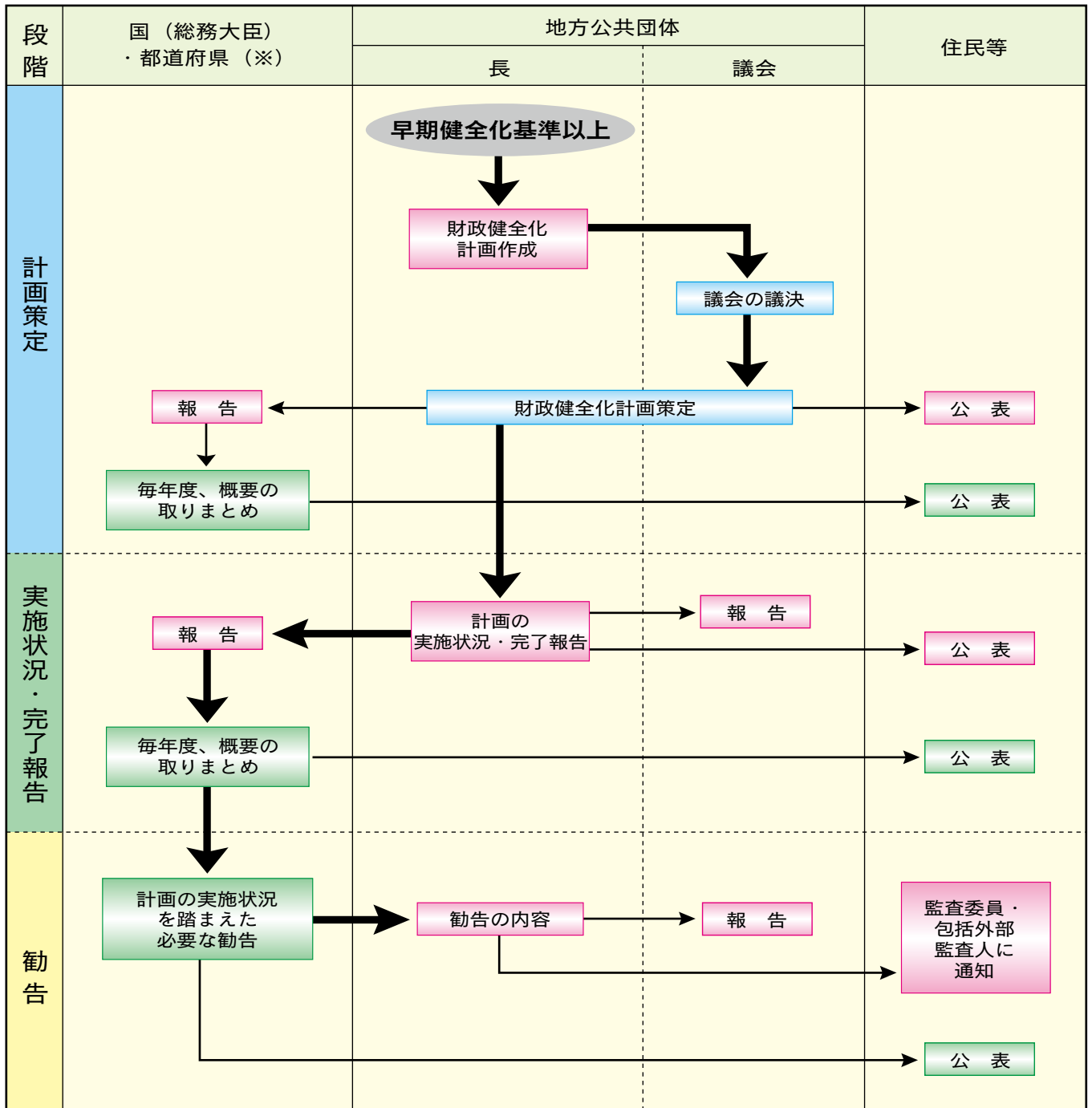


(6) 早期健全化の手続き

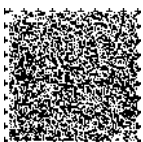
健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、財政健全化計画を定めなければなりません。

財政健全化計画に関する手続きは下図のとおりであり、地方公共団体の長が作成し、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣・都道府県知事への報告を行います。また、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表することとされています。

なお、計画の実施状況を踏まえ、財政の早期健全化が著しく困難であると認められるときは、総務大臣又は都道府県知事は、必要な勧告をすることができます。



※市町村（指定都市を除く）・特別区の財政の早期健全化の場合は、都道府県知事が行う。



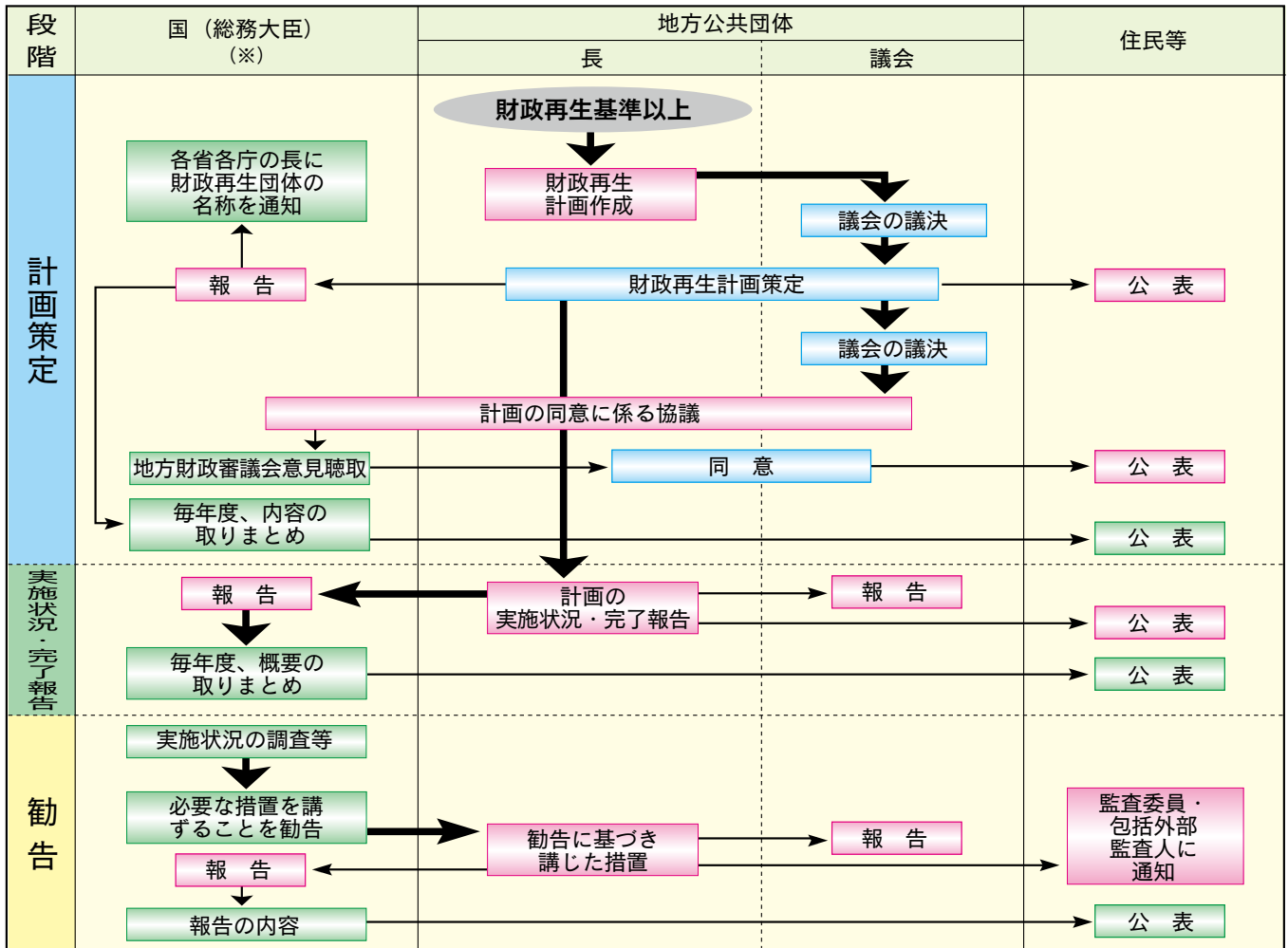
## (7) 財政再生の手続き

実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のいずれかが財政再生基準以上である場合には、財政再生計画を定めなければなりません。

財政再生計画に関する手続きは下図のとおりであり、地方公共団体の長が作成し、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとされており、総務大臣に協議し、その同意を求めることができます。また、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表することとされています。

なお、財政再生団体の財政の運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、総務大臣は、予算の変更等必要な措置を講ずることを勧告できます。

加えて、財政再生団体は、財政再生計画に総務大臣の同意を得なければ、災害復旧事業等を除き、地方債の発行ができない等の制約を受けます。

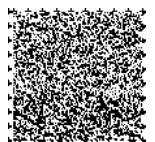


※市町村（指定都市を除く）・特別区の財政の再生の場合は、都道府県知事を経由。

## (8) 地方財政の健全化の見直し

地方公共団体財政健全化法の全面施行から5年以上が経過し、現行制度では必ずしも捉え切れていない地方公共団体の財政リスクについて指摘されたことから、平成28年3月31日に以下のとおり同法が改正され、平成28年度決算から適用されました。

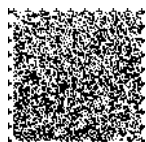
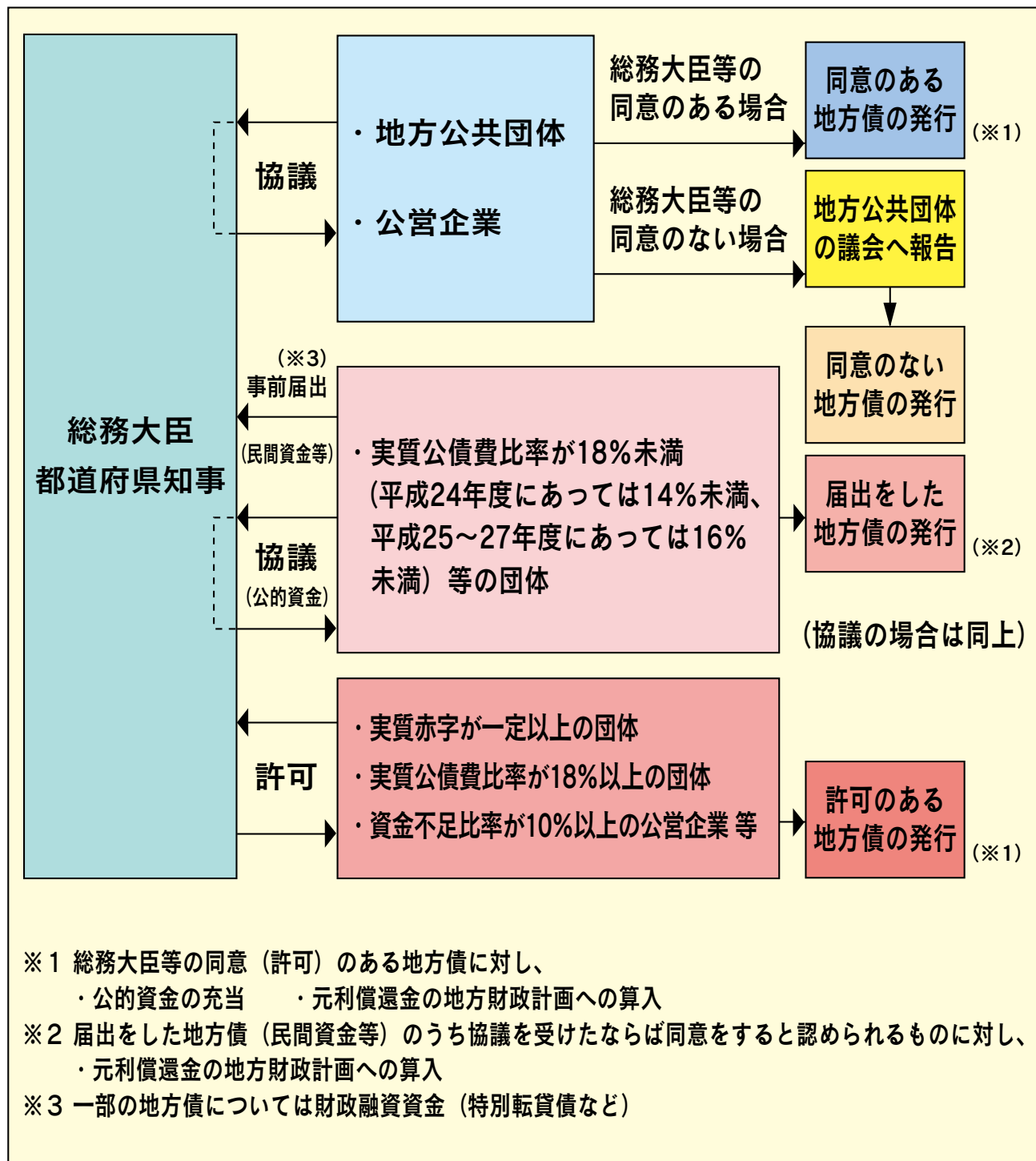
- 第三セクター等に対する反復・継続的な短期貸付けについて、第三セクター等の経営状況が悪化した場合、当該貸付金の返済がなされず、地方公共団体の負担となるおそれがあることから、将来負担比率に算入。
- 不動産の信託について、公有地信託事業等が悪化した場合、事業に係る負債を地方公共団体が負担するおそれがあることから、将来負担比率に算入。



## 5 地方債協議制度と地方公共団体財政健全化法

平成17年度までは地方公共団体は国又は都道府県の許可がなければ地方債を発行できませんでしたが、平成18年度からは協議制度となり、また、平成24年度からは、地方公共団体の自主性・自立性を高める観点から、民間資金債に係る地方債届出制度が導入されました。さらに、平成28年度には、協議不要基準が緩和され、従来の協議対象が原則届出対象となりました。

### (1) 地方債協議制度の仕組み





## (2) 地方債協議制度における早期是正措置と地方公共団体財政健全化法

地方財政法と地方公共団体財政健全化法に基づく起債許可基準の関係を図に表すと、以下のとおりになります。なお、実質赤字比率に基づく起債許可基準は、標準財政規模の大きさにより2.5～10%となっています。

